

5 石綿（アスベスト）調査

【目 的】

一般環境中の石綿による大気汚染状況の把握

【調査概要】

（１） 調査地点等

表 1-13 令和 7 年度石綿調査地点・調査日

調査地点名	所在地	調査日
中部局（三軒町）	三軒町 6-23-5	令和 7 年 11 月 10 日から 11 月 12 日までの 3 日間

（２） 調査の方法の概要

アスベストモニタリングマニュアル（第 4.2 版）環境省水・大気環境局大気環境課（令和 4 年 3 月）による方法

【調査結果の概要】

- ・ 総繊維数濃度（調査日 3 日間の幾何平均濃度）は、0.13 本/L でした。大気環境中のアスベストには、環境基準はありませんが、WHO 環境保健クライテリア（EHC53）によると、「世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、1 本～10 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

（参考）

大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場に対する敷地境界基準 : 10 本/L

表 1-14 令和 7 年度アスベスト大気濃度全国調査結果※1

（バックグラウンド地域）（環境省）

位相差顕微鏡における地域分類別の総繊維数濃度結果

地域分類	総繊維数濃度※2（本/L） （石綿以外の繊維を含む）	地点数
住宅地域	0.065	7
商工業地域	0.10	5
農業地域	0.078	1
内陸山間地域	0.068	4
離島地域	0.11	4

※1 本調査は、平成 17 年 12 月 27 日付「アスベスト問題に係る総合対策」に基づき、環境省が平成 17 年度から毎年度継続して実施しているものです。アスベストによる大気汚染の状況を把握し、今後のアスベスト飛散防止対策の検討に当たっての基礎資料とするとともに、国民に対し情報提供するために実施しています。

※2 アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版）によれば、3回捕集を一連の測定とし、各回の繊維数濃度を幾何平均したものを、当該地点の総繊維数濃度としています。また、繊維数が1本/Lを超えた場合、電子顕微鏡でアスベストを同定することとなっています。

【調査結果】

表 1-15-1 一般環境中における石綿濃度結果

測定日	繊維数濃度 (本/L)	総繊維数濃度 (本/L) (石綿以外の繊維を含む)
令和7年 11月10日	0.17 ~ 0.28	0.13
11月11日	0.056 ~ 0.17	
11月12日	0.056 ~ 0.11	

【経年変化】

表 1-15-2 一般環境中石綿濃度 経年変化

調査期間	調査結果
令和6年10月16~18日	0.18 本/L
令和5年10月10~12日	0.15 本/L
令和4年10月11~13日	0.24 本/L
令和3年11月15~17日	0.32 本/L
令和2年11月9~11日	0.35 本/L
令和元年11月20~22日	0.14 本/L
平成30年11月13~15日	0.26 本/L
平成29年9月19~21日	0.32 本/L
平成28年10月24~26日	<0.16 本/L
平成27年11月11~13日	0.44 本/L

※調査地点は中部局（三軒町）、年1回の調査で3日間測定